

社会福祉法人虹のかけはし  
八尾市立障害者総合福祉センター給食業務委託業者選定  
公募型プロポーザル募集要項

1. 趣旨

社会福祉法人の業務契約における公益性、透明性の実現が必要であることから一般競争入札での委託業者決定が望ましいと考えますが、社会福祉法人虹のかけはしは（以下、法人という）は、利用者にとって毎日の食事は大きな楽しみであり、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好に配慮した食事を心がけたいという事業方針から、価格のみを比較する一般競争入札は適さないものと考え、随意契約とし公募型プロポーザル方式を採用する。プロポーザル参加者は、この実施要項を踏まえ提案書及び関連書類を提出するものとする。

2. 業務委託の内容

別添「社会福祉法人虹のかけはし 八尾市立障害者総合福祉センター給食業務委託仕様書」の通りとする。

3. 委託期間

委託期間は4年11ヶ月間（平成31年5月1日から平成36年3月31日まで）とする。

4. 業務引継期間

業務引継期間については、委託者と受託予定者が協議し期間を設定することとします。なお、当該期間に係る経費は受託予定者の負担とします。

5. 本件委託業務に係る委託料の上限額

（平成31年5月1日から平成36年3月31日まで）

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 月間委託料    | 900,000円                |
| 一食当たり食材費 | 朝食 190円                 |
|          | 昼食 335円                 |
|          | おやつ 90円                 |
|          | 夕食 260円（消費税及び地方消費税を除く。） |

6. 公募における募集

(1) 応募の資格・条件

下記の条件をすべて満たしていること。

- ① 大阪府が定める「福祉食事サービス事業における食品衛生管理に関する指針」を理解し、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、福祉援護を必要とする人たちに対して食事サービスを提供できる事業者。
- ② 当該業務について3年以上の経営経験を有し、かつ、同等規模の業務経験を有していること。
- ③ 法人事業税、法人府民（県民）税および、消費税・地方消費税を完納していること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく解散、更生又は再生手続きをしている団体ではないこと。
- ⑤ 手形交換所における取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である法人その他の団体でないこと。
- ⑦ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなっ

た日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人その他の団体でないこと。

- ⑧ 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体でないこと。
- ⑨ 暴力団等に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた法人その他の団体でないこと。
- ⑩ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体でないこと。
- ⑪ 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうち次に次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体でないこと（当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがないことを含む。）。
  - ア 暴力団員等である者
  - イ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
  - オ 暴力的不法行為等に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - カ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から5年を経過しない者（オに該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。）
- ⑫ 団体等又は団体等の構成員（役員、使用人等を含む）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ② 次のいずれかに該当する者
    - （ア）法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
    - （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(2) 次のとおり、関係書類を交付する。

- ① 交付期間 平成31年2月6日（水）～
- ② 交付方法 八尾市立障害者総合福祉センターにて配布若しくは当施設ホームページよりダウンロード

社会福祉法人虹のかけはし 八尾市立障害者総合福祉センター  
〒581-0081 大阪府八尾市南本町8-4-5  
TEL 072-993-0294  
HP <http://www.kizuna-yao.org/>

### (3) 仕様書に関する質問

- ① 期限 平成31年2月18日(月) 17:00必着
- ② 質問方法 Eメールにて送付すること。(様式は任意とします。)
- ③ 送付先 八尾市立障害者総合福祉センター 杉原宛  
E-mail nijinokakehashi@tiara.ocn.ne.jp
- ④ 回答 平成31年2月21日(木) 17:00頃  
当法人ホームページに掲載します。( <http://www.kizuna-yao.org/> )  
なお、仕様書に関する質問は質疑書以外一切受け付けない。

## 7. 提出書類

本件への参加を希望する者は、参加申込書(様式第1号)および提案書を提出すること。

提案書の内容は以下の通りとし書式は任意としますが、様式は、A4判・縦型・横書きとし、複数ページにわたるものはページ番号を付してください。添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ提出すること。

### (1) 会社の概要

- ① 創立年月日 ② 代表者氏名 ③ 従業員数 ④ 所在地(本社・営業所)
- ⑤ 採用となった場合の契約窓口 ⑥ 本案件に従事するスタッフ数
- ⑦ 本案件と同等程度の実績 ⑧ 配置される管理栄養士の資格及び実績
- (2) 利用者の食事(介護食含む)について、貴社の基本姿勢
- (3) 稼働までのスケジュール
- (4) 貴社の献立の考え方、1ヶ月分の参考献立(案)を添付してください。
- (5) 年間行事の案
- (6) 配置スタッフについて、1ヶ月の勤務表(案)を添付してください。
- (7) 衛生管理
- (8) 教育体制
- (9) 事故発生時の連絡体制、対応
- (10) 災害時の対応、体制
- (11) その他ご提案

### ※添付書類

- ① 見積書(見積金額は月間委託料および朝食、昼食、おやつ、夕食それぞれ1食当たりの食材費単価を記載すること。また、特別食の加算がある場合は、その旨記載すること。なお、金額は消費税抜きの金額とする。)
- ② 定款
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 役員名簿
- ⑤ 直前決算における財務諸表(貸借対照表、損益計算書および利益処分に関する書類)
- ⑥ 納税証明書(税務署が発行する「法人税」および「消費税および地方消費税」の未納税額がないことの証明書)

## 8. 提出書類の提出方法

- (1) 提出期限 平成31年2月28日(木) 17:00必着  
※締め切り後の再提出、追加提出は一切認めません。
- (2) 提出場所 八尾市立障害者総合福祉センター 杉原宛
- (3) 提出方法 上記提出先へ郵送もしくは持参の事  
※FAX・E-mailは不可
- (4) 必要部数 参加申込書は原本1部、提案書は6部(原本1副本5)を提出すること

## 9. 選考方法

- (1) 参加資格要件を満たす申請者のうち、提案書審査にて2～3社程度を第一次選考する。選考結果は提案書類審査後約1週間で郵送する。
- (2) 一次選考通過者により、提案書に基づいたプレゼンテーションと試食をもって二次選考とし、最も優れた業者を契約候補者とする。

※ 二次選考の日時・場所等その他詳細は、対象業者担当者宛で別途通知致します。

- ① プレゼンテーションの方法は任意とします。(プロジェクター、スクリーンは当方にて用意するが、その他必要な機器等は対象業者にて用意してください。)
- ② 二次選考の際、参加人数は各社3名以内とし、採用された場合の本業務責任者となる者は必ず参加すること。

## 10. 選考評価

|                 |                   |     |
|-----------------|-------------------|-----|
| 基準実績            | 同種施設、その他          | 15点 |
| 組織体制            | 従事者の人数、資格、実績、その他  | 15点 |
| スケジュール          | 稼働までのスケジュール       | 10点 |
| 提案内容            | 献立のバリエーション(行事食含む) | 40点 |
|                 | 衛生管理              |     |
|                 | 教育体制              |     |
|                 | 緊急時の体制・対応         |     |
|                 | 災害時対応             |     |
| 食事の味、見た目(介護食含む) |                   |     |
| 価格              | 見積                | 20点 |

### 11. 審査

- (1) 審査は選考委員により、提案書、プレゼンテーション、試食により、上記評価基準に基づき適正かつ公正に行う。

### 12. 契約

- (1) 選定された業者と契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は次点業者と交渉を行う。
- (2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議し他後、最終契約価格を決定し、当法人理事会にて承認後契約を締結する。

### 13. 選考委員

- (1) 選考委員は、社会福祉法人虹のかけはしの役職員とする。

### 14. その他

- (1) 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書、プレゼン資料、試食にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 必要に応じヒアリング調査を実施することがある。
- (5) 提案書は受託者決定の目的以外には使用しない。提案書の記載事項は契約時に仕様として採用する。ただし、両者協議のうえ、内容の追加、変更、削除はできるものとする。
- (6) 契約者の決定後において、提案書・プレゼンテーション・試食の内容等に虚偽、不適切な事項等が発覚した場合は、契約をただちに破棄する。